

消費者庁から提出された意見文書への回答（案）について

令和 5 年 9 月 28 日
電力・ガス取引監視等委員会事務局
総務課

（趣旨）

本年 9 月 7 日（木）付けで、消費者庁より提出された消公協第 223 号（以下「消費者庁文書」という。）について、9 月 8 日（金）に開催された第 465 回電力・ガス取引監視等委員会での御議論を踏まえ、9 月 13 日（水）に第 47 回料金制度専門会合を開催し、規制料金審査の振り返りや、規制料金及び託送料金（以下「規制料金等」という。）のコスト効率化の取組に係るフォローアップ対応方針について御議論いただいたところ、その内容を御報告するとともに、これを踏まえた消費者庁文書に対する当委員会の回答文案について御審議いただく。

1. 本件の対応経緯

- 消費者庁より、本年 9 月 7 日付けで、当委員会事務局（総務課長宛）に対して、料金制度専門会合等の委員等の構成を検討するよう、消費者庁文書（消費者庁参事官（公益通報・協働担当）名）の提出がなされ、9 月 8 日に開催された第 465 回電力・ガス取引監視等委員会（以下「前回委員会」という。）において、消費者庁文書に対する対応方針について審議^{※1}した。
- 前回委員会における審議を踏まえ、9 月 13 日に第 47 回料金制度専門会合を開催し、規制料金審査の経緯等をあらためて整理した上で議論を行うとともに、規制料金等のフォローアップを十分に実施するための対応として、料金制度専門会合及び送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループにおけるフォローアップ体制の拡充という観点から、今後オブザーバーの追加や有識者からのヒアリングなども含め検討を進めることが妥当と整理されたことから、この審議結果^{※2}を踏まえ、あらためて電力・ガス取引監視等委員会において消費者庁への回答案を検討することとなっていたところ。

※1：第 465 回電力・ガス取引監視等委員会の審議概要については、参考 1 参照。

※2：第 47 回料金制度専門会合の審議概要については、参考 2 参照。

2. 前回委員会及び第 47 回料金制度専門会合の議論結果を踏まえた回答方針案

- 前回委員会での審議において、料金制度専門会合及び送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループの座長及び委員の構成については適切な構成がなされているとの見解が示されている。
- 加えて、第 47 回料金制度専門会合において、消費者庁文書に記述のある規制料金等のコスト効率化の取組のフォローアップを十分に実施することについては、フォローアップ体制の拡充という観点から、今後オブザーバーの追加や有識者からのヒアリングなども含め検討を進めていくことが妥当との見解が示されている。

- これらの見解等を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長名にて、別紙のとおり、消費者庁参事官（公益通報・協働担当）宛てに回答を行うこととしてはどうか。

＜参考１＞第４６５回電力・ガス取引監視等委員会での主な御意見概要

- 構成員の先生方の学識・経験に懸念を持ったことはなく、また、いかなる意味でも偏った人選がなされていないと考えている。（武田委員）
- ご意見を提出いただいた消費者庁からも具体的なご懸念を伺った上で、より公正・中立性・透明性の高い議論がなされるように対応するために改善すべき点が無いか、改めて専門会合にてご検討いただくということが適当ではないか。（武田委員）
- 規制料金にしろ託送料金にしろ、その算定のベースとなるコストの効率化に向けての動きを適切にフォローアップすることは非常に大事。また、これまでの規制料金審査の進め方について、この専門会合できちんと振り返りを行った上で議論を深めるということも必要ではないか。（圓尾委員）
- 本委員会での審議内容を踏まえ、規制料金審査の進め方についての振り返りや規制料金・託送料金のコスト効率化のフォローアップを十分に実施するため、料金制度専門会合において御審議いただき、その上で再度、本委員会において消費者庁への回答案について御審議いただくこととしたい。（横山委員長）

＜参考２＞第４７回料金制度専門会合での主な御意見概要

（１）規制料金審査の振り返りについて

- 厳格かつ丁寧に審査してきたと捉えている。（華表委員）
- 消費者庁にもオブザーバー参加いただき、大変有益な御意見をいただいた。そうした意見も踏まえて審議の方向性が修正された部分もあると理解。（東條委員）
- 今後、料金算定規則や審査要領の要件・判断基準については適切だったか再度確認していくことも必要。（河野委員）

（２）フォローアップ体制の拡充について

- フォローアップをしっかりと行っていくことは重要と考えるが、その上で、事業者の取組や制度改革に関して、消費者団体としても注視していく。（河野委員）
- フォローアップにおいては不正事案の検証だけではなく、高コスト体質かどうかという点について、事業者が最大限の企業努力を行っているのかどうかをしっかりとチェックしていくべき。（河野委員）
- 電取委も消費者庁も同じ行政側として協力して事業者と向かい合っていくべき。（河野委員）
- 消費者庁の御指摘に対しては事務局資料にあるような内容で今後も丁寧な対応がなされていくものと承知。（東條委員）
- コスト効率化のフォローアップの重要性については消費者庁の意見に異論はない。現行も消費者庁の意見も踏まえ、送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループにおいて現地視察等も含めかなり密に行っていると理解。その上で、消費者庁の指摘も踏まえ、さらにオブザーバーの追加等を行っていくという事務局の方針に関しては支持する。（華表委員）

＜参考３＞料金制度専門会合等の委員の指名等について（関連規定）

電気事業法

（職権の行使）

第六十六条の四 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

（委員長及び委員の任命）

第六十六条の七 委員長及び委員は、法律、経済、金融又は工学に関して専門的な知識と経験を有し、その職務に関し公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから、経済産業大臣が任命する。

電力・ガス取引監視等委員会令

（専門委員）

第二条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、経済産業大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

電力・ガス取引監視等委員会運営規程

（専門会合の設置等）

第6条 委員会は、委員会の下に専門会合を置くことができる。

- 2 専門会合は、委員会の求めに応じ、専門の事項について調査審議を行い、その結果を委員会に報告することとする。
- 3 専門会合は、委員及び専門委員の中から委員長が指名した者により構成する。
- 4 専門会合の座長は委員長が指名し、当該専門会合の座長は、当該専門会合の事務を掌理する。
- 5 専門会合の座長に事故があるときは、当該専門会合に属する構成員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。
- 6 専門会合の座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て当該専門会合の下にワーキング・グループを置くことができる。
- 7 第2項から第5項までの規定は、ワーキング・グループに準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「専門会合」と、「専門会合」とあるのは「ワーキング・グループ」と読み替えるものとする。

<参考4>料金制度専門会合委員

(座長)(専門委員)

山内 弘隆 武蔵野大学経営学部 特任教授

(敬称略)

(委員)

北本 佳永子 公認会計士

圓尾 雅則 SMBC 日興証券株式会社 マネージング・ディレクター

(敬称略・五十音順)

(専門委員)

安念 潤司 中央大学大学院 法務研究科 教授

大屋敷 知子 有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士

梶川 融 太陽有限責任監査法人 会長

川合 弘造 西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士

河野 康子 一般財団法人 日本消費者協会 理事

東條 吉純 立教大学法学部 教授

華表 良介 ボストンコンサルティンググループ

マネージング・ディレクター&シニア・パートナー

平瀬 祐子 東洋大学理工学部 准教授

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授

(敬称略・五十音順)

<参考5>送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループ委員等名簿

(座長)(専門委員)

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授

(敬称略)

(委員)

北本 佳永子 公認会計士

圓尾 雅則 SMBC 日興証券株式会社 マネージング・ディレクター

(敬称略・五十音順)

(専門委員)

河野 康子 一般財団法人 日本消費者協会 理事

華表 良介 ボストンコンサルティンググループ

マネージング・ディレクター&シニア・パートナー

平瀬 祐子 東洋大学理工学部 准教授

(敬称略・五十音順)

<参考6>消費者庁の意見書【意見書貼り付け】

消 公 協 第 223 号
令和 5 年 9 月 7 日

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局 総務課長 殿

消費者庁 参事官（公益通報・協働担当）
（公印省略）

電力・ガス取引監視等委員会の料金制度専門会合等の委員等について

貴委員会においては、料金制度専門会合において電気の規制料金のコスト効率化の取組のフォローアップを、料金制度専門会合の下で送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループにおいて託送料金のコスト効率化の取組のフォローアップを御検討いただいているところです。

しかしながら、規制料金値上げの審査の進め方※に鑑みるに、今後、料金制度専門会合及び送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループ（以下「料金制度専門会合等」という。）において、規制料金及び託送料金のコスト効率化の取組のフォローアップが十分に行われるのか懸念しております。

つきましては、規制料金及び託送料金のコスト効率化の取組のフォローアップが十分に行われるよう、これまでに消費者庁から発出した文書でも意見したとおり、より一層の中立性、独立性の確保のため、料金制度専門会合等の座長を含む委員等の構成を御検討いただきますようお願いいたします。

※今般の規制料金値上げの審査を進める中では、最終的には事務局により不正事案の検証がなされたものの、当初は「カルテル及び不正閲覧は規制料金には影響ない」との姿勢が基本とされ、不正事案が料金に与える影響に関する検証についても消極的な姿勢が示された。

経 済 産 業 省

20230907電委第1号

年 月 日

消費者庁 参事官（公益通報・協働担当）殿

経済産業省
電力・ガス取引監視等委員会事務局 総務課長

消費者庁文書に関する回答について

本年9月7日付け消公協第223号（以下「消費者庁文書」という。）により貴庁から当委員会事務局総務課長宛に示された、規制料金及び託送料金のコスト効率化の取組のフォローアップが十分に行われるよう、より一層の中立性・独立性の確保のため、電力・ガス取引監視等委員会の料金制度専門会合及び送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループ（以下「料金制度専門会合等」という。）の座長を含む委員等の構成の検討を求める依頼につき、第465回電力・ガス取引監視等委員会（9月8日開催）及び第469回電力・ガス取引監視等委員会（9月28日開催）にて審議を行った結果、料金制度専門会合等における座長を含む委員については、適切な構成がなされていると結論づけられた[※]。

※料金制度専門会合等の座長及び委員については、電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の7及び電力・ガス取引監視等委員会令（平成27年政令第309号）第2条に基づき、経済産業大臣により任命された委員及び専門委員のうち、電気事業法第66条の4により独立してその職権を行うとされている電力・ガス取引監視等委員会委員長により、電力・ガス取引監視等委員会運営規程第6条第3項に基づき、専門的・中立的な立場から議論が行われるよう指名がなされている。

その上で、消費者庁文書の記述のうち、規制料金及び託送料金のコスト効率化の取組のフォローアップを十分に実施することについては、第465回電力・ガス取引監視等委員会において、重要な指摘事項であり、改善事項も含め改めて料金制度専門会合でも議論を行うべきとの指摘がなされた。

このため、当該指摘を踏まえ、9月13日に開催された第47回料金制度専門会合にて審議を実施し、その結果、料金制度専門会合等におけるフォローアップ体制の拡充という観点から、今後オブザーバーの追加や有識者からのヒアリングなども含め検討を進めることが妥当と整理され、第469回電力・ガス取引監視等委員会にもその旨報告されていることから、今後、この点を十分に考慮した上で、引き続きフォローアップ等について真摯に対応してまいりたい。